

# Bugyônin (奉行人) in the Kamakura (鎌倉) Age (4)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2297/25040">http://hdl.handle.net/2297/25040</a>

鎌倉期の奉行人について (四)

〔目次〕

- 一 はじめに
- 二 各種の奉行人
  - (1) 公家・武家奉行人
  - (2) 鎌倉・六波羅・鎮西奉行人
  - (3) 公事・安堵・官途・寺社・雑人奉行人(以上、五一卷一号)
  - (4) 政所・間注・侍所・引付奉行人(以上、五二卷一号)
  - (5) 地・保・賦・越訴奉行人
  - (6) 本・合・先・当・別奉行人(以上、五二卷一号)
- 三 引付の設置と引付奉行人
  - (1) 引付の設置(以上、本号)
  - (2) 引付奉行人
- 四 むすび

梅田康夫

### 三 引付の設置と引付奉行

#### (1) 引付の設置

引付の本来の意味は、引き合せ照合することであり、平安期には照合用の台帳として作成された文書をさした。<sup>(1)</sup>鎌倉期においては所領田畑について検注帳等との照合を意味したり、あるいは訴訟や裁判の局面で具体的な案件について過去の裁判例や式目等との照合を意味した。このような照合作業を意味した引付が、一種の裁判機関、訴訟手続き上における一組織の名称に転化したのは建長元年（一二四九）であった。夙に中田薫氏は『武家名目抄』等の記述の不備を指摘し、引付は評定衆、引付衆、および右筆で組織された独立の官司であり、所務沙汰を管轄する合議制の官司であることを明らかにした。<sup>(2)</sup>その後、佐藤進一氏は、建長元年（一二四九）に引付が新設された事情について、裁判の迅速化・正確化が求められたこと、および執権泰時が死去した後の人心を安定せしめ、御家人の不安動揺を防ぐ政治的な背景があったことを論じた。<sup>(3)</sup>そして、その裁判管轄について御家人に係わる訴訟等を問注所から引き継いだ後、一三世紀後半の文永・建治・弘安年間頃に所務沙汰を専ら扱うようになったと推測した。<sup>(4)</sup>引付が設置される少し前、寛元元年（一二四三）に「訴訟沙汰」について評定衆を三番に編成する制度が導入された。<sup>(5)</sup>引付成立の前史となるこの訴訟制度改革について岡邦信氏はその内容と意義を詳細に検討し、従来の問注所を経由する訴訟手続きとは別に、御家人の関与する重要な案件については結番内評定による手続きが引付設置時まで存在したこと、そしてその背景となる政治状況として執権<sup>(6)</sup>得宗側と將軍<sup>(6)</sup>反得宗側という両勢力の相克があり、その妥協の産物として導入されたことを論じた。引付の設置は鎌倉幕府内における権力闘争、諸勢力の争いと密接に関連しており、そのことは引付の設置と廃止、その復活にみられる複雑な過程から窺い知ることができる。引付の職掌や内部編成に係わる変更を含めて、設置以降の引付の変遷を年表にまとめると次のようになる。

〔表1 引付の変遷〕

年	月 日	事 項	備 考
建長元年（一二四九）	二月九日	引付を設置、三方の引付頭を選任する。	『関東評定衆伝』一
同	二月一三日	引付衆五名を選任する。	同右
建長三年（一二五一）	六月五日	番数五方を六方に編成する。	『吾妻鏡』卷四一 『鎌倉年代記』上⑦
同	六月二〇日	番数を三方に戻す。	『吾妻鏡』卷四一
建長四年（一二五二）	四月三〇日	番数を五方に編成する。	『吾妻鏡』卷四二 『関東評定衆伝』一 『鎌倉年代記』上
建長五年（一二五三）	一〇月二日	五方の引付頭人を選任する。	『鎌倉年代記』上
建長六年（一二五四）	二月一日	五方引付を結番する。	『吾妻鏡』卷四四
建長八年（一二五六）	四月二九日	三方の引付頭人を選任する。	『吾妻鏡』卷四六
同	四月	五方の引付頭人を選任する。（8）	『鎌倉年代記』上
同	六月五日	御教書違背の咎について所領没収を五方引付に命ずる。	『吾妻鏡』卷四六
正嘉元年（一二五七）	閏三月二日	五方に結番する引付人数を定める。	『吾妻鏡』卷四七
正嘉二年（一二五八）	五月一日	雑人沙汰について奉行人奉書が三度無視されたり、あるいは困難な案件は引付への移送を命ずる。	『吾妻鏡』卷四八
弘長元年（一二六一）	三月五日	引付沙汰について「懈緩」のないよう、また拘持奉行人を頭人は重科に処すよう命ずる。	『吾妻鏡』卷五〇
同	三月二〇日	引付衆等に起請させ、また新制の施行にともない引付を五方に編成する。	同右

弘長二年 (一二六二)	六月二十九日	番数五方を三方に編成する。	『関東評定衆伝』一 『鎌倉年代記』下
文永元年 (一二六四)	六月二六日	三方の引付頭人を選任する。	『関東評定衆伝』二 『鎌倉年代記』下
文永二年 (一二六五)	六月二一日	引付衆に新たに七名を加える。	『吾妻鏡』卷五二 『関東評定衆伝』二、
文永三年 (一二六六)	三月六日	引付の停止、評定衆の結番を行い、重事は執権・連署の直裁、細事は問注所の専決とする。	『吾妻鏡』卷五二 『関東評定衆伝』二 『鎌倉年代記』下 『武家年代記』中
文永六年 (一二六九)	四月二七日	問注所沙汰を停止し、五方の引付頭人を選任する。	『関東評定衆伝』二 『鎌倉年代記』下 『武家年代記』中
文永一〇年 (一二七三)	六月二五日	五方の引付頭人を選任する。	『鎌倉年代記』下
建治元年 (一二七五)	七月六日	五方の引付頭人を選任する。	『関東評定衆伝』二 『鎌倉年代記』下
建治三年 (一二七七)	八月二九日	五方の引付頭人を選任する。	『鎌倉年代記』下
弘安四年 (一二八一)	一〇月	五方の引付頭人を選任する。	同右
弘安六年 (一二八三)	四月	五方の引付頭人を選任する。	同右
弘安七年 (一二八四)	五月	五方の引付頭人を選任する。	同右
同	八月二日	近国諸社の修理・御祈祷、訴訟、御寄進所領等について、寺社奉行人が尋ね下すべき子細があれば、引付に移渡し審理させる。	追加法五四六
同	八月三日	引付衆および奉行人に対し清潔・廉直な勤務を求め、頭人に緩怠なきよう監督させる。	追加法五四七

鎌倉期の奉行人について (四)

同	八月一七日	評定引付評議の漏脱、引付衆および奉行人による 訴人の「引汲」、引付勸録の「二途」勸申、沙汰口 入する権門の交名注進、等について厳正な取り扱 いを頭人等に命ずる。	追加法五四八、 五五八
同(9)		引付評定について二方引付の連合を禁止する。	追加法五七六
弘安九年(一二八六)	六月	五方の引付頭人を選任する。	『鎌倉年代記』下
弘安一〇年(一二八七)	一二月二四日	五方の引付頭人を選任する。	同右
永仁元年(一二九三)	六月五日	三方の引付頭人を選任する。	『鎌倉年代記』下 『武家年代記』中
同	一〇月二〇日	引付を停止し、七名の執奏を置く。 (五)	同右
永仁二年(一二九四) <sup>(10)</sup>	一〇月二四日	五方の引付頭人を選任する。	同右
永仁四年(一二九六)	一月二日	五方の引付頭人を選任する。	『鎌倉年代記』下
永仁五年(一二九七)	六月	五方の引付頭人を選任する。	同右
永仁六年(一二九八)	四月九日	五方の引付頭人を選任する。	同右
正安元年(一二九九)	四月一日	五方の引付頭人を選任する。	同右
正安三年(一三〇一)	八月	五方の引付頭人を選任する。	同右
同	八月三日	五方の引付頭人を選任する。	同右
乾元元年(一三〇二)	二月一八日	五方の引付頭人を選任する。	同右
同	九月一日	八方の引付頭人を選任する。	同右
嘉元元年(一三〇三)	四月一日	八方の引付頭人を選任する。	同右
嘉元二年(一三〇四)	九月二五日	七方の引付頭人を選任する。	同右
同	一二月七日	五方の引付頭人を選任する。	同右
嘉元三年(一三〇五)	八月一日	五方の引付頭人を選任する。	同右

同	八月二三日	五方の引付頭人を選任する。	同右
徳治元年（一二三〇六）	一月二八日	七方の引付頭人を選任する。	同右
徳治二年（一二三〇七）	三月一日	七方の引付頭人を選任する。	同右
徳治三年（一二三〇八）	二月一八日	六方の引付頭人を選任する。	同右
応長元年（一二三一）	一〇月二五日	五方の引付頭人を選任する。	同右
正和二年（一二三二三）	七月二六日	五方の引付頭人を選任する。	同右
文保元年（一二三二七）	二月二七日	五方の引付頭人を選任する。	同右
文保二年（一二三二八）	一月二日	六方の引付頭人を選任する。	同右
元応元年（一二三二九）	閏七月一三日	七方の引付頭人を選任する。	同右
元享二年（一二三三二）	七月二日	五方の引付頭人を選任する。	同右
嘉暦元年（一二三三六）	五月二三日	五方の引付頭人を選任する。	同右
嘉暦二年（一二三七）	四月一七日	五方の引付頭人を選任する。	同右
元徳二年（一二三三〇）	一月二四日	五方の引付頭人を選任する。	同右
同	七月二四日	五方の引付頭人を選任する。	同右
元徳三年（一二三三一）	一月二三日	五方の引付頭人を選任する。	同右
元弘元年（一二三三一）（H）	一月二日	五方の引付頭人を選任する。	同右

当初は三方からなる組織で発足した引付は、文永三年（一二二六）の停止に至るまでの間、建長三年（一二五一）の六方編成を例外として、三方と五方の編成替えを何度か繰り返した。その間、建長八年（一二五六）には御教書違背の咎の処罰、正嘉二年（一二五八）には雑人沙汰に対する関与、さらに弘長元年（一二六一）には拘持奉行人

の処罰、等といったように、手続きの厳正化と管轄範囲の拡大がはかられた。御教書違背の咎とは、具体的には直前の六月二日に夜討・強盗・蜂起の取締のために二四名の路次地頭が任ぜられたが、その際に下された御教書をさすものと考えられる。緩怠した地頭に対して所領の没収を行うことが、引付に対して命じられた。次に雑人に關する訴訟が一定の条件の下で引付に移送されたことは、佐藤進一氏が説くように当時の裁判管轄がなお当事者の身分を基準としていたことを示すものであるが、<sup>13)</sup>と同時に他方では旧来の裁判機関の管轄範囲の縮小、逆にいえば引付の管轄範囲の拡大を意味するものであった。そして、引付の職務厳正が求められている『吾妻鏡』弘長元年(一一二六)三月五日条の記事は、次のようなものである。

引付沙汰不<sub>二</sub>事行<sub>一</sub>之由、訴人等愁訴之趣、達<sub>二</sub>上聞<sub>一</sub>之間、今日有<sub>二</sub>評議<sub>一</sub>、向後無<sub>二</sub>懈緩之儀<sub>一</sub>、早速可<sub>二</sub>申沙汰<sub>一</sub>也、於<sub>二</sub>徒拘持奉行人等<sub>一</sub>者、頭人就<sub>二</sub>注申<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>処<sub>二</sub>重科<sub>一</sub>之旨、被<sub>レ</sub>触<sub>二</sub>仰引付<sub>一</sub>云々、

引付の訴訟遅延による訴人等の愁訴が執権・連署にまで達し、評定衆の評議により今後「懈緩」することなく早速に判決すべきこと、また徒に多くの訴訟を担当する拘持奉行人等については頭人に注進し厳しく処罰することが命ぜられた。かくして引付の組織は整備され、その重要性も増していったと思われるところ、引付は突如として停止されることとなった。そのことを記す『吾妻鏡』文永三年(一一六六)三月六日条の記事は、次のようなものである。

又諸人訴訟事被<sub>レ</sub>止<sub>二</sub>引付沙汰<sub>一</sub>、問注所召<sub>二</sub>愁訴陳狀<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>勸<sub>二</sub>申是非<sub>一</sub>也、前々被<sub>レ</sub>記<sub>二</sub>申詞<sub>一</sub>之間、為<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>賦<sub>二</sub>九人評定衆<sub>一</sub>、所<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>結番<sub>一</sub>也、

引付を廃止し従前のように問注所に審理を委ねることになったのであるが、『鎌倉年代記』には「重事直聴斷、細事被<sup>レ</sup>仰<sup>レ</sup>付問注所一畢」とあるので、重事については執権・連署が直裁することになった。そして「吾妻鏡」の(14)記事には、この後に続けて三方の人的構成が記されており、三方は基本的に評定衆で結番されることとなった。問題(15)はかつての引付衆の処遇であるが、この点は「為<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>賦<sup>二</sup>九人評定衆<sup>一</sup>」の部分をもどくように解釈するかという問題と密接にかかわり、論争点の一つとなっている。この九人を引付衆とする村井説によれば、引付衆は引付廃止後も三方のいづれかに配属され、実態はあまり変化しなかったことになる。しかしながら、その場合はどのような名称で配属されたのか説明する必要があるのであり、引付廃止期間中の文永四・五年の『関東評定衆伝』の記事には当然ながら引付衆の記載はみられない。この九人はやはり評定衆とみるべきかと思われるが、岡説のように「番数に変更があつた者と新たに賦られた者」と考えるべきか、あるいはむしろ逆に番数に変更のなかつた評定衆が九人であつたと考えるべきかもしれない。この九人の評定衆が賦られるその理由として、「前々被<sup>レ</sup>記<sup>二</sup>申詞<sup>一</sup>之間」とされている。「申詞」とは、引付において対問の結果作成された調書に類するものであるうか、いづれにせよ審理の過程で作成された文書であろう。おそらく引付に係属した事件で、まだ結番に至っていない案件も存在したと思われる。その取り扱いをどうするかということが、当然に問題となったであろう。確かに引付衆の選任は頻繁に行われていたが、一部の入れ替えではなく組織全体の制度変更、廃止ということになれば、その点の配慮も重要であつたのではなからうか。ちなみに新たに結番された評定衆三方のそれぞれの筆頭は、それぞれ一番から三番までの以前の引付頭人であつた。前年六月には大規模な人事異動の中で引付衆から評定衆に加えられた者が三名いるが、彼らはその後も引き続き引付で活動していた可能性がある。その他にも評定衆の中で、引付の結番に組み込まれている者がいたかもしれない。このように当該記事は、引付の経験を有する評定衆の配置を考慮して結番されたことを示しているのではないかと思われる。

さて評定衆は三方に分けられたが、しかし岡邦信氏が述べているように、そのことによつて評定衆全体の合議体制がなくなつたとまではいえない。各番の審理と評定会議という二段階の合議が存在した点は変わりないが、より一体化した運営が目されていた。また引付頭人のような責任者の存在はみられないが、各番の筆頭にあげられたかつての頭人はやはりまとめ役的存在であつたと推測される。そして、『吾妻鏡』の記述によれば、政所と問注所の執事は毎日出仕が求められ、さらに問注所より文士二人が毎日派遣されることになつてゐた。この文士とは問注奉行人と考へてよいであらう。

以上のような引付の廃止とそれにもなう改革について佐藤進一氏は、武家慣習法を基盤とした当事者主義と直接審理主義を理念とする裁判手続から、職権主義の導入による公権力強化の狙いがあらわれたものであり、それは得宗専制体制の形成という大きな政治的変動の一環としてあらわれたものと理解した。<sup>(18)</sup> 村井章介氏もまた引付の廃止は、越訴奉行の廃止および所領処分の抑圧と並んで、得宗勢力による御家人社会の法的慣習<sup>(19)</sup> 道理に対する挑戦であつたとする。これに対して岡邦信氏は、鎌倉幕府の専制化への流れの中で引付の廃止を理解すべきとしながらも、より具体的に反得宗勢力の核となり得る名越氏の進出に対する対抗策であり、若年の得宗である連署時宗を老練な執権政村が助けつつ危機を乗り切る措置ではないかとした。<sup>(20)</sup> 引付廃止の直接的な契機には、そのような政治的思惑があつたのかもしれない。引付の廃止直後には、「宮將軍」と称された宗尊親王が將軍職を廃され帰洛させられるが、それもこのような政治的流れの中で生じた事件であつた。

廃止された引付は、文永六年(一二六九)に復活した。前年には時宗が執権となり、連署政村と入れ替つた。復活した引付には五方の頭人が選任され、これ以降、永仁元年(一二九三)再度の引付廃止の直前まで、引付の番数は基本的に五方で変動しなかつた。そして、『関東評定衆伝』をみる限りでは、廃止以前には引付が五方で構成される場合、四番および五番の頭人が評定衆ではなく引付衆から選任されることが少なくなかつたのに対して、引

付復活後の頭人は基本的に全て評定衆から選任されることとなった。佐藤進一氏は、弘安年代に引付頭人が強力な訴訟指揮主体となり、引付責任制が確立されたことを夙に明らかにしている。<sup>(21)</sup>表1に掲げたように、弘安七年(一二八四)には引付に關係する様々な措置が取られた。とりわけ引付勘録の「一途」勘申は、二方引付の連合の禁止と相まって各番の引付、とりわけその頭人に判決原案作成の最終的な責任を負わせることになり、訴訟手続き上の権限と責務は極めて大きなものとなった。この間に幕府は、文永二年(一二七四)の文永の役、弘安四年(一二八二)の弘安の役という、蒙古襲来による二度にわたる未曾有の対外的危機に直面した。また幕府内では、文永九年(一二七二)に名越時章・教時が鎌倉で、北条時輔が六波羅で殺害される二月騒動が発生し、そして弘安の役後の弘安八年(一二八五)には、権勢を誇った安達泰盛が執権貞時の御内人である平頼綱によって殺害される霜月騒動が勃発した。

さらに御内人を中心に強圧的な執政を展開した頼綱も、正応六年(一二九三)鎌倉を襲った大地震後に執権貞時によって殺害される。貞時は直ちに引付を三方に縮小し、年号が永仁に改まった後、引付を再び廃止し代わりに七名(『武家年代記』では六名)の執奏をおいた。しかし、この引付停止はわずかに一年程行われただけで、翌年には五方から構成される引付が再復活する。表1に示したように、これ以降引付の番数は五方を下回ることはなく、一四世紀に入り乾元元年(一三〇二)と嘉元元年(一三〇三)には八方からなる引付があらわれてくる。引付は鎌倉幕府の終末まで、得宗体制の進展の中でその存在意義を減殺されながらも、一定の重要な意義をもって存在した。永仁年中における引付の再停止と再復活、およびその後の引付裁判手続きの実態等については、佐藤進一氏の研究を踏まえて、岡邦信氏が詳細に論じている。<sup>(22)</sup>また細川重勇氏は、貞時政権の人事について論ずる中で、引付頭人がいずれの勢力から選任されたかその変遷を分析している。<sup>(23)</sup>これらの研究によって明らかにされたことを基にして、とりわけ幕府政治全体の変遷の中で引付の実態について詳細に分析を加えた岡邦信氏の研究に依拠しながら、

引付制度とその運営に直接に係わる点を中心に若干敷衍する。

まず引付が三方に縮小された理由は、「定赦書状」（『鎌倉遺文』一八四二三号）に「徳政之儀」・「急速之御沙汰」のためとされており、引付の廃止理由についても同じく訴訟を迅速かつ大量に処置するためであったと考えられる。<sup>(25)</sup> 具体的には引付頭人と同一視された執奏は単に参考意見の提出と意見の具申をするだけになり、執権が評定会議で直接審理を指揮し最終的決定権を行使することになった。しかしながら、現実には執権貞時の能力と資質はこの新しい制度を運用するには不十分だったようであり、また御家人層の引付に対する支持は強く、引付は一年余というごく短い停止期間を経て再復活することになった。<sup>(26)</sup>

佐藤進一氏は、引付の復活は得宗勢力の御家人勢力に対する妥協とみるが、にもかかわらず刈田狼藉や路次狼藉の所務沙汰から検断沙汰への移行、和与の奨励や下地中分の拡大は、訴訟の速やかな終結と訴訟数の減少をめざしたものであり、職権主義的要素のあらわれをそこに見出す。<sup>(27)</sup> また岡邦信氏は、『永仁三年記』の分析を通して復活後における引付の実態を詳細に描出した。<sup>(28)</sup> 『永仁三年記』の著者である太田時連を引付頭人とみる説に対して、そうではなく引付勘録事書頭書の執筆であることを秀逸な論証に基づいて明らかにし、問注所執事が引付頭人を兼帯することはなかったという重要な指摘を行っている。また評定の種類は式評定・引付評定・臨時評定の三種類であり、引付評定は引付勘録事書を審理する引付成立以来の制度であること、そして評定・引付の出仕者交名における記載順序は幕府内部における序列を示していること等、重要な事実を導き出している。<sup>(29)</sup>

ちなみに引付再復活について記す『鎌倉年代記』の記事には「始二五方引付、於二重事一者猶直聽断」とあり、引付再復活後も重事については執権・連署による直裁が行われていた。従って、引付に繫属するのはそれ以外の事件ということになる。『永仁三年記』より窺われるところでは、引付ではまず各番について月のうち定まった日に引付内談が開催され、そこには原則として引付頭人の出席が要件とされていた。<sup>(30)</sup> 一回の引付評定では基本的に二方

分の引付勸録事書が審理の対象とされ、そして引付頭人は当該二方の頭人だけでなく、五方の頭人全員が出仕すべきものとされていた。しかしながら、『永仁三年記』にあらわれた出仕状況は必ずしも芳しいものではなく、しかも所属する引付の勸録が審理の対象となったときにも欠席する場合があります、当該勸録に何らかの責任を負っていたとはいえない。<sup>(31)</sup> 交名が記載された引付評定三九回に最初から出席し、また出席回数極めて多い三名の引付衆はいずれも吏僚系の人物であり、その一人の大仏宗泰は評定への出仕率が抜群に高い連署大仏宣時の子息であるが、彼らは執権・連署と各引付の媒介者として重要な役割を果たした。<sup>(32)</sup> 岡邦信氏は担当奉行による引付勸録形成過程の掌握、引付衆の合意という引付内談の形式化を推測し、「鎌倉後期の訴訟制度における引付奉行人の役割と位置付けを明らかにすることが重要な課題となであろう」という一文をもって雄篇を閉じる。<sup>(33)</sup> 引付奉行人については、節をあらため論ずることにする。

- (1) 佐藤進一「中世史料論」(岩波講座「日本歴史」25別巻2)(岩波書店、一九七六年、一〇二頁)。
- (2) 「鎌倉室町兩幕府の官制に就て」(『法制史論集』第三卷上)(岩波書店、一九四三年、六二七頁以下)。
- (3) 前掲「鎌倉幕府訴訟制度の研究」三二頁。
- (4) 同右、三五頁以下、四一頁以下。
- (5) 『吾妻鏡』寛元元年(一二四三)二月二六日条。
- (6) 前掲書一三三頁以下。
- (7) 「鎌倉年代記」は刊本として、『統群書類従』第二九輯上(統群書類従完成会、一九二四年)および『改定史籍集覧』第五冊(復刻版)(臨川書店、一九八三年)に「北条九代記」の書名で収録されているが、「鎌倉年代記裏書」を復刻した『統史料大成』一八(臨川書店、一九六七年)の解題に従って「鎌倉年代記」と表記する。
- (8) 「関東評定衆伝」一によれば、前筑前守藤原行泰について五番引付頭と注記した上で「四月止引付頭」とあり、また秋田城介藤原泰盛について「四月為五番引付頭」と注記する。四月二十九日に三方の引付頭人を選任したとする前掲「吾妻鏡」の記事との関連が問題となる。

が不詳である。整合的に解するならば四月二十九日以前に五方の引付頭人の選任がなされたことになるかもしれないが、いずれかの記事に誤りがあるのか、あるいは誤りは誘因する複雑な事情があったのかもしれない。

(9) 佐藤進一氏はこの法令の制定年代を弘安七年代と推定しており(前掲『鎌倉幕府訴訟制度の研究』四七頁)、それに従う。

(10) 岡邦信氏は、佐藤進一氏の見解を追認して、『鎌倉年代記』永仁三年(一二九五)にみえる引付復活の記事は永仁二年(一二九四)のことと解しており(前掲書八七頁)、それに従う。

(11) 『鎌倉年代記』における記載順序よりみて元徳二年(一二三〇)の記事とも思われるが、とりあえず元弘元年(一二三二)の記事とする。なお、元弘への改元は八月一日に行われたが、関東では施行されなかったと『鎌倉年代記』にはある。

(12) 『吾妻鏡』建長八年(一二五六) 六月一日条。

(13) 前掲『鎌倉幕府訴訟制度の研究』三六頁。なお、佐藤進一氏は「彼状」を御教書と解しているが、奉行人奉書をさしていると考えられる。

(14) 一番にみえる和泉入道行空は、『関東評定衆伝』には評定衆として掲げられていない。代わりに引付廃止前には引付衆であった前封馬守源(佐々木)氏信の名前がみえ、二月に評定衆に加えられた注記がある。和泉入道行空の後任であったと思われる。

(15) 村井章介「執権政治の変質」(『日本史研究』二六一号、二四頁)注(19)、同「北条時宗と蒙古襲来——時代・世界・個人を読む——」(日本放送出版協会、二〇〇一年)五六・七頁、岡前掲書八二・三頁、同一三〇頁以下、伊藤一義「書評」岡邦信「鎌倉幕府後期に於ける訴訟制度の一考察」引付廃止と「重事直聽断」をめぐって」(『法制史研究』三七号、二〇七・八頁)等を参照。

(16) 前掲書八三頁。

(17) 同右、八四頁。

(18) 『日本の中世国家』(岩波書店、一九八三年)一五五頁以下。

(19) 前掲論文一七頁以下。

(20) 前掲書一一七頁。

(21) 前掲『鎌倉幕府訴訟制度の研究』四五頁以下。

(22) 同右、五二頁以下。

(23) 前掲書八六頁以下。

(24) 『鎌倉政権得宗專制論』(吉川弘文館、二〇〇〇年)二七九頁以下。

(25) 佐藤前掲『鎌倉幕府訴訟制度の研究』五二・三頁、岡前掲書八九頁以下参照。

(26) 佐藤前掲『鎌倉幕府訴訟制度の研究』五四頁、岡前掲書一一八頁参照。

- (27) 前掲「鎌倉幕府訴訟制度の研究」五四頁以下。
- (28) 前掲書九三頁以下。なお、「永年三年記」については、川副博「永仁三年記考証」(大塚史学会「史潮」五〇号、三三頁以下)を参照。
- (29) 論証の過程で岡氏は実際の訴訟関係の資料を五点挙げており、その中に「関東引付衆結番交名注文案」(鎌倉遺文二四〇二四号)がある。前号掲載の拙稿「鎌倉期の奉行人について」(二)の二〇頁で、この史料にみえる当奉行を出仕中を示していると解したが全くの失考であった。ここでは単に担当奉行人であることを意味しているものであり、深く不明を恥じてここにお詫びの上で訂正する。
- (30) 岡前掲書一一・一二頁参照。
- (31) 同右、一一二・三頁。
- (32) 同右、一一四・五頁、一一八・九頁。
- (33) 同右、一二二頁。